

個人情報ファイル簿（単票）

【子ども未来部 幼児教育研究所】

個人情報ファイルの名称	カルテ	
行政機関等の名称	久留米市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども未来部幼児教育研究所	
個人情報ファイルの利用目的	子どもの情報を所内で共有し、切れ目のないよりよい支援を実施するために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 初診日、3 生年月日、4 保護者の氏名・職業、5 住所、6 電話番号、7 妊娠中の経過・生活習慣、8 出産の状況、9 新生児期、10 相談歴、11 保育歴、12 家族構成、13 育児支援状況、14 かかりつけ医、15 手帳受給歴、16 既往症、17 母親の健康状態、18 経過、19 相談・検査・診察の記録、20 療育・訓練の記録	
記録範囲	初回面談の受付があった者（保存は子が中学3年生まで）	
記録情報の収集方法	児・保護者の観察、面談、発達検査、診察、療育、訓練、個別の支援検討会議の結果	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	- ※経常的ではないが、保護者の同意を得られている場合は、教育委員会（就学相談等）や子ども保育課（特別支援保育相談会）に情報の一部を提供することがある	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）久留米市子ども未来部総務	
	（所在地）〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受け る組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報 に関する提案を受け る組織の名称及び 所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報 に関する提案を することができる 期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報 が含まれているときはその旨		
備 考		

作成日（最終修正日）：令和5年 1月 20日

個人情報ファイル簿（単票）

【子ども未来部 幼児教育研究所】

個人情報ファイルの名称	在籍児情報一覧	
行政機関等の名称	久留米市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども未来部幼児教育研究所	
個人情報ファイルの利用目的	在籍児に関する情報を発達支援事業や相談事業に利用する。（主に、療育学級や訓練等、個別の支援を検討する際の基礎資料として利用）	
記録項目	1 氏名、2 通園施設等、3 生年月日、4 保護者名、5 電話番号、6 諸検査の値、7 在籍学級	
記録範囲	幼児教育研究所での療育や訓練を受けることが決定した者（令和3年度以降）	
記録情報の収集方法	児・保護者の観察、発達検査結果、個別の支援検討会議の結果	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）久留米市子ども未来部総務	
	（所在地）〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受けける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受けける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備 考		

作成日（最終修正日）：令和5年 1月 20日

個人情報ファイル簿（単票）

【子ども未来部 幼児教育研究所】

個人情報ファイルの名称	幼児教育研究所診療所受診者一覧	
行政機関等の名称	久留米市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども未来部幼児教育研究所	
個人情報ファイルの利用目的	医療相談時にこれまでの経過を把握するため、また統計をとるために利用する。	
記録項目	1氏名、2初診日・診察日、3生年月日、4紹介元、5周産期情報、6家庭環境、7発達歴、8発達検査実施日・検査結果、9診断名、10診察時記録	
記録範囲	平成28年度以降に幼児教育研究所診療所を受診した者	
記録情報の収集方法	児・保護者への問診、面談、発達検査、診察、その他関係機関からの情報	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 久留米市子ども未来部総務	
	(所在地) 〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受け る組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報 に関する提案を受け る組織の名称及び 所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報 に関する提案を することができる 期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が 含まれているときはその旨		
備 考		

作成日（最終修正日）：令和5年 1月 20日